

## 修士論文及び課題研究論文審査実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神奈川県立保健福祉大学学位規則第16条の規定に基づき、大学院保健福祉学研究科の修士論文及び課題研究論文（以下「修士論文等」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(修士論文等の審査申請)

第2条 修士論文等の審査を希望する学生は、あらかじめ定められた期日までに、指導教員及び指導補助教員の承認を得て、修士論文等審査申請書（様式第1号）を研究科長に提出しなければならない。

(主査及び副査の決定)

第3条 研究科長は、研究科教授会の議を経て、修士論文等審査のための主査1名及び副査2名を指名する。

(主査及び副査)

第4条 研究科長は、主査及び副査を、修士論文等審査申請書を提出した学生の属する領域の教員のうち、指導教員の資格を有する者の中から指名するものとする。ただし、当該学生の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めるときは、副査を、当該学生の属する領域の教員のうち指導補助教員の資格を有する者又は当該学生の属する領域以外の領域の教員（指導教員又は指導補助教員の資格を有する者に限る）若しくは学外の教員（指導教員又は指導補助教員相当の者に限る。）の中から指名することができるものとする。

(修士論文等の提出・審査等)

第5条 学生は、定められた期日までに修士論文等を研究科教授会に提出しなければならない。

2 主査及び副査は、提出された修士論文等を審査するとともに、その修士論文等の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、修士論文等の審査結果及び最終試験の判定結果を、修士論文・課題研究論文審査報告書（様式第2号）に修士論文等審査及び最終試験の結果の要旨（様式第3号）を添付して研究科教授会に報告するものとする。

(博士前期課程修了の可否)

第6条 研究科教授会は、主査及び副査による修士論文等の審査結果及び最終試験の判定結果

並びに当該学生の単位修得状況により博士前期課程修了の可否を判定するものとする。

(異議申立)

第7条 第5条の規定により審査を受けた者は、その審査結果に異議がある場合は学長に異議を申し立てることができる。

2 学長は前項の異議申立について相当の理由があると認める場合は、研究科長に調査を命ずることができる。

3 前項の規定により調査を実施した時は、研究科長は調査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、修士論文等の審査に関し必要な事項は、研究科教授会の議に基づき、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

## 修士論文等審査申請書

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、修士論文・課題研究論文の審査を申請します。

博士前期課程（領域）		年度入学 学年	
学生氏名		学籍番号	
指導教員		指導補助教員	
修士論文等 題目			

様式第 2 号

修士論文・課題研究論文審査報告書

年 月 日

主査

副査

副査

次の学生の修士論文等審査及び最終試験の結果を報告します。

博士前期課程（領域）	学籍番号	
学生氏名		
修士論文等題名		
修士論文等審査 及び 最終試験結果	合格	不合格
添付書類	1 修士論文等審査及び最終試験の結果の要旨（様式第 3 号） 2 修士論文等要旨	

様式第3号

修士論文等審査及び最終試験の結果の要旨

学生氏名

修士論文等題名

【審査及び最終試験の経過】

【審査及び最終試験の結果】

(合格または不合格とした理由)

最終試験の担当者 (主査)

(副査)